



12月6日開催 八地申第2号

## 「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ 第3回目交渉報告①

### B副長が発言した内容に対し、内容に齟齬があるため会社に再調査を求める！

組合の主張	会社の主張
「君たちが安心して仕事をする必要はない」とB副長が話したとAさんは言っている！	他の社員からは聞いていない。
その発言は支社としての公式見解か！	当該社員は言っている。おそらくそのような発言があったと思われる。
	当該副長から聞いていない

「当該社員から発言があった」と発言の存在を認めるような言い方をしつつ、逃げるかのように「当該副長から聞いていない」で発言の存在を認めず！

今事象の内容を明確にしようとする支社に対し、地本はこの事象の調査を行うように突き付け、次回交渉で再回答を求めた！

#### 会社の回答

A社員の聴取内容とB副長の聴取内容の**整合性**をとる必要はない

一言一句どの様なやりとりがあったか**前段**について確認する必要はない

**A社員【被害者】・B副長【加害者】・C副長【事件の場にいた第三者】から聞き取った調書内容を相互確認しようとせず！**

B副長に暴行して**怪我をさせた事実**は確認できたので処分した調書内容を相互確認せず、事象の経緯を合わせないまま、一方の主張・断片的な事象を見た判断で処分を発令！



#### 組合の争点



① 管理者に怪我をさせたのは**正当防衛の範囲**だ！  
※故意ではなく危険回避のために突き飛ばした

② B副長の異常な行動が、A社員に対する暴行に繋がった！  
※この事象に至る経緯を回答出来なければ結論が出ない

**労使の合意形成を図ろうとしない姿勢は不誠実団交と言わざるを得ない！**

その②へ続く